府　令

○内閣府令第八号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月十日

内閣総理大臣　菅　義偉

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	**第四条**　国家公務員等の旅費支給規程別表第一及び別表第二（第四号様式、第五号様式及び第七号様式を除く。）の備考に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって各庁の長が定めるものは、認印又は押印すべき者の氏名に係る情報を入力する措置とする。 ２　前項の措置を行う場合には、認印若しくは押印すべき者又はこれらの者から委任を受けた者が、前条の電子情報処理組織を使用して識別番号及び暗証番号を電子計算機に入力しなければならない。
第四条～第十二条　［略］	**第五条～第十三条**　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。